

保険業法第二百五十五条の二第一項の規定に基づく契約条件の変更を行う保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるもの

(平成十二年六月二十三日金融監督庁・大蔵省告示第二十二号)

保険業法(平成七年法律第百五号)第二百五十五条の二第一項の規定に基づき、契約条件の変更を行う保険会社等又は外国保険会社等の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要な事項として金融庁長官及び財務大臣が定めるものを次のとおり定め、平成十二年六月三十日から適用する。

- 一 契約条件の変更を行う保険会社等又は外国保険会社等の経営体制の整備
- 二 契約条件の変更を行う保険会社等又は外国保険会社等の再建計画の策定